

平成 27 年度 第 4 回 総務委員会の結果について

開催日時 平成 27 年 11 月 18 日 (水) 午前 11 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 「歴代理事長を囲む会」での問題提起事項について

(1) 「新規組合加入申請制限」に関する件

新規組合加入規約にも同規約第 3 条第 1 項第 1 3 号に「全各号に準ずると認められた者」と規定され「暴力団に準ずる者も含む」と解釈され、「反社会的勢力」の対象も包括しており、対策が十分出来ているので、今期は現行のままとする。

(2) 「役員選挙の改正」に関する件

①県中小企業団体中央会に対する照会の結果、②中小企業庁に対する照会の結果を基に、内々での取り決めをすることは可能かと思われるが、規定上の制限は出来ないものと結論付けた。

(3) 「組合のもめごとに対する処分」に関する件

平成 27 年 6 月 19 日開催第 4 回臨時理事会において審議され決着済みである。当時処分する規定がない等不備な点があったが、非違行為者に対する処分規定（組合員の処分に関する規約）を新規制定し、問題が発生した場合は、当該規約に基づき対応をする。

なお、理事会の傍聴手続きについて、理事会を整然と進行するため、傍聴申込書に制限・注意事項を記載した誓約書を事務局において策定することとした。

第 2 号議案 「中古遊技機の移動設置」及び「認定に伴う打刻申請書類」等『取扱規程』の新規制定について

(1) 新規制定理由

中古遊技機の移動設置及び認定に伴う打刻申請については、「中古遊技機流通健全化要綱」、「中古遊技機取扱実施要領」及び「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」並びに「中古遊技機健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」に基づいて実施しているが、その打刻申請書類の取扱いに関する規定が整備されていなかったことから、新規制定の承認をした。

定款を含め、22 項目の規定集の製本を組合員へ配布にあたり、次回理事会で製作費を含め審議する。

以 上